

## 平成23年度経営計画の評価

平成24年7月31日

鹿児島県信用保証協会

## — 目 次 —

はじめに .....	1
I 経営方針	
1 業務環境 .....	2
2 業務運営方針 .....	3
II 平成 23 年度経営計画の各部門評価項目に係る自己評価	
1 保証部門	
(1)保証利用の推進 .....	4
(2)中小企業者等の利便性向上に向けた取組 .....	6
2 期中管理部門	
(3)期中管理体制の充実・強化 .....	7
(4)経営支援・再生支援及び創業・再挑戦支援の推進 .....	8
3 回収部門	
(5)求償権回収の促進 .....	9
(6)求償権の適正管理及び的確な管理事務停止と求償権整理の実施 .....	10
4 その他間接部門	
(7)信用保証制度の多様化・高度化に対応した職員の資質向上 .....	11
(8)電算処理システムの適正かつ効率的な運用 .....	12
(9)個人情報の適正な管理及びコンプライアンス態勢の充実・強化 .....	13
(10)内部監査を通じての経営目標の効果的な達成への貢献 .....	14
5 事業計画 .....	15
6 収支計画 .....	16
7 財務計画 .....	17

8 経営諸比率 .....	18
III 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言 .....	19

(参考資料)

外部評価委員会運営規程(別紙1) .....	21
中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領(別紙2) .....	22
計画等自己評価(案)に係る達成度判定基準(別紙3) .....	24

## はじめに

本協会は、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確にするとともに、その解消方策を着実に実施することによって、適切な業務運営を確保するため、平成 21 年 4 月に策定した「第 2 次中期事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）」の基本方針のもとに、平成 23 年 4 月、「平成 23 年度経営計画」を策定し、信用保証協会法第 35 条第 1 項に基づき国に報告を行い、これら計画の着実な推進に努めてきました。

また、本協会における経営の透明性の一層の向上と対外的な説明責任を果たすために、これら計画の本協会による自己評価を行い、弁護士、公認会計士及び学識経験者で構成する「外部評価委員会」（「別紙 1」参照）の意見・助言を受けたうえで、その評価結果を公表することとしています。

このため、本協会は、上半期に中間的な評価を行うとともに、平成 24 年 6 月、本協会の関係職員で構成する「計画等自己評価委員会」（「別紙 2」参照）において協議・検討を重ね、「平成 23 年度経営計画の評価（案）」を作成しました。

この「平成 23 年度経営計画の評価（案）」について、「外部評価委員会」による意見・助言を踏まえて、調整・修正し、次のとおり「平成 23 年度経営計画の評価」を取りまとめたところであります。

今後、この評価による成果を十分活かして、本協会の適切な業務運営の確保と運営規律の強化に努めて参る所存であります。

なお、「外部評価委員会」の委員各位におかれましては、「平成 23 年度経営計画の評価（案）」について、ご多忙の中、熱心に審議・検討していただき、貴重なご意見・ご助言を賜りましたことに対し、ここに、厚く御礼を申し上げます。

平成 24 年 7 月 31 日  
鹿児島県信用保証協会  
会長 仮屋 基美

## I 経営方針

平成23年度経営計画においては、経営方針について、次のとおり業務環境と業務運営方針を記述しているが、県内の経済動向と中小企業を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いている。引き続き中小企業者に対する経営支援・再生支援の充実、政策保証等の推進、期中管理の充実・強化による代位弁済の抑制、求償権の回収促進等に注力することとなったが、全体としては、概ね業務運営方針に沿った運営が推進された。

### 1 業務環境

#### 1) 鹿児島県の経済動向

最近の鹿児島県の経済動向をみると、大型小売店（百貨店・スーパー）の販売額が前年を下回り、乗用車販売台数もエコカー補助金終了の影響により大きく落ち込んでおり、個人消費は、全体として弱い動きとなっている。

建設関連では、公共工事は減少した一方、民間建築工事は増加の兆しがあるものの依然として低い水準で推移していることから、全体としては低調となっている。

生産活動においては、円高の影響により電子部品関連には、一部調整の動きがみられ、食品関連は伸び悩み、全体としては低調傾向にある。

また、労働需給は有効求人倍率が緩やかな回復基調にあるが、求人は一部の産業や緊急雇用対策事業に支えられており、依然厳しい状況にあるとされている。

今後については、個人消費や建設関連の回復が見込めないことや、新燃岳噴火の影響による局地的な景気停滞が懸念されるなど、厳しい状況下にあるものの、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業による飲食業や観光産業等への波及効果に伴う景気浮揚が期待される。

一方、3月11日に発生した東日本大震災の被害により、物流や生産活動への影響が懸念されている。

#### 2) 中小企業を取り巻く環境

鹿児島県内の経済は、一部で持ち直しの動きがある一方、引き続き厳しい状況にあるとされている。県内中小企業の景況については、業種間にばらつきがあるほか、勢いの感じられない個人消費、住宅投資の減少、雇用環境の低迷等により、先行き不透明感が強く、依然として、楽観視できない状況で推移している。

一方、金融面から見ると、景気対応緊急保証制度や中庁小企業金融円滑化法による金融支援により、企業倒産は鎮静化している。

しかしながら、景気対応緊急保証が終了することや、業績の回復が見込めないことから資金調達に支障をきたす企業が増加するおそれがあるなど、今後も、厳しい状況が持続するものと見込まれる。

## 2 業務運営方針

このような県内の経済動向や中小企業を取り巻く厳しい環境の中にあって、平成23年度の保証動向については、平成22年度で景気対応緊急保証は終了することから保証承諾の減少が予想されるが、セーフティネット保証や借換保証の需要は、平成22年度に引き続き、高水準による推移が見込まれる。

一方、代位弁済については、景気対応緊急保証制度や中小企業金融円滑化法による金融支援により、企業倒産は鎮静化しているものの、依然、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、代位弁済の増加が見込まれている。また、回収についても、有担保保証の減少や第三者保証人の非徴求の影響による回収率の低下が見込まれるなど、厳しい状況が続くことが予想される。

平成23年度の業務運営は、第2次中期事業計画の基本方針のもとに、これら本協会を巡る厳しい環境に対応して、平成22年度に引き続き、中小企業者に対する経営支援・再生支援の充実、国・地方公共団体の施策に即応した政策保証等の促進、期中管理の充実・強化による代位弁済の抑制、求償権の回収促進、金融機関との責任共有制度の適正な運用、リスク考慮型保証料率体系の円滑な実施等に積極的に取り組むこととする。

さらに、本協会の財政基盤の充実・強化、中小企業者の利便性の向上対策の推進、業務運営に関する外部評価制度による透明性の確保、コンプライアンス態勢の充実・強化、個人情報の適正な管理等に努める。

加えて、企業の支援・再生及び期中管理の充実・強化による代位弁済の抑制を図るために、経営支援部の中に、新たに期中支援課を設置する。

なお、3月11日に発生した東日本大震災々害に関し、資金繰りへの影響の可能性のある中小企業者に対しては、特別相談窓口を開設し、保証申込みの相談や資金繰りの相談等に応じていく。

## II 平成23年度経営計画の各部門評価項目に係る自己評価

本協会の適切な業務運営の確保を目的として、部門別に抽出した重点課題に係る課題解消のための方策実施の状況について、次のとおり自己評価を行った。

なお、自己評価の基準となる達成度については、別紙3「計画等自己評価(案)に係る達成度基準」に基づき、A・B・Cの3段階とし、A～高い、B～普通、C～低いとした。

### 1 保証部門

評価項目	(1) 保証利用の推進	総合判定																
		B																
課題解消のための方策																		
方策の項目	実施状況	達成度																
ア 保証業務改革推進プロジェクトチームを中心として、保証浸透度の向上対策、企業訪問実施方法等に関する企画立案、保証業務に係る規程等の制定・改廃等に関する協議・検討を行うとともに、金融機関、商工団体及び中小企業者の訪問、機関誌による保証制度の広報等を積極的に実施する。	<p>ア プロジェクトチーム（保証部次長以下9名）は、月1回の定例会議のほか、随時会議を開催し、保証部長の指示事項について、次のとおり協議・検討を行った。</p> <p>(ア) 保証浸透度向上のための方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 4月1日付けでファスト保証、ファスト500、カードローン500及び環境対策サポート保証を創設した。</li> </ul> <p>平成23年度保証実績（単位:件、百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制度名</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファスト</td> <td>54</td> <td>1,098</td> </tr> <tr> <td>ファスト500</td> <td>114</td> <td>425</td> </tr> <tr> <td>カードローン500</td> <td>787</td> <td>2,684</td> </tr> <tr> <td>環境対策サポート</td> <td>12</td> <td>414</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>b 保証利用企業先数増加キャンペーンを実施した。平成24年1月、保証利用浸透度の向上に貢献した金融機関25店舗及び5商工団体に対し、感謝状等を贈呈した。</li> <li>c 浸透度の低い業種（美容業、歯科医業等）専用のリーフレットを作成し、同業種の関係団体を訪問し、保証制度のPRを行った。</li> </ul> <p>(イ) 徴求書類及び作成書類の簡素化・見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 審査担当者にアンケートを実施し、徴求書類及び各種様式について見直しを検討した結果、宣誓書や担保充当承諾書等について、実態に即した改訂や様式の見直し等を行い、簡素化を図った。</li> <li>b 県制度及び市制度については、鹿児島県及び鹿児島市の担当部署と協議した結果、平成24年度より印鑑証明書や商業登記簿謄本については、保証申込時に写しを提出することで可となり、市制度の資産証明書についても写しで対応可となった。</li> </ul> <p>イ 債務完済した中小企業者412企業に対し、DMにより保証再利用に係る案内文書を発送し、うち243企業を訪問した。また、金融機関営業店を72店舗訪問し、債務完済先に対する再利用交渉を依頼した。DM発送先の年度末までの保証申込は36件であった。</p> <p>ウ 金融機関担当者との意見交換会を開催することとしていたが、年度末までの実績は2回であった。商工団体が主催する会議等については、2回出席した。保証利用推進の一環として、協会役員及び各部長と金融機関の役員等との意見交換会を5回実施したほか、4市町、3商工会議所、2商工会を訪問した。</p>	制度名	件数	金額	ファスト	54	1,098	ファスト500	114	425	カードローン500	787	2,684	環境対策サポート	12	414	ア A	
制度名	件数	金額																
ファスト	54	1,098																
ファスト500	114	425																
カードローン500	787	2,684																
環境対策サポート	12	414																
イ 既利用先で完済した先や完済予定期先に対し、専任担当者を置き、DMの発送や訪問により保証の再利用を促進する。		イ B																
ウ 金融機関及び商工団体など保証受付機関と連携を密にしながら、会議・研修を通じて、保証申込に係る基本事項を伝達し、遅滞のない保証審査に努める。		ウ A																

<p><b>工 多様化する中小企業者の資金ニーズに的確かつ迅速に対応するため、政策保証等の積極的な推進を行い、彈力的な保証対応に努めるとともに、国・地方公共団体の政策に沿って創設された保証制度について、広報や利用促進に積極的に取り組む。</b></p>	<p><b>エ 次のとおり各種保証制度の広報等を行った。</b></p> <p>(ア) セーフティネット保証 鹿児島商工会議所主催の研修会（8月） 保証月報掲載（9月号） 南日本新聞掲載（10月） Eメール配信（10月）</p> <p>鹿児島商工会議所主催の中小企業者向け相談会（9月）</p> <p>(ウ) 当座貸越根保証、事業者カードローン Eメール配信（4月） 出水商工会議所主催の研修会（9月） リーフレットの作成（10月） 南日本新聞掲載（1月） Eメール配信（1月）</p> <p>(エ) ファスト保証 リーフレットの作成（4月） Eメール配信（4月）</p> <p>(オ) 創業支援資金、創業関連保証 鹿児島商工会議所主催の創業塾研修（9月）</p> <p>(カ) 東日本大震災復興緊急保証 保証月報掲載（4月号） 南日本新聞掲載（6月） Eメール配信（8月）</p>	<p><b>工 A</b></p>
--	---	-------------------

#### 評価項目の自己評価

- ア 保証浸透度の向上対策として保証利用企業先数増加キャンペーンの実施やファスト保証、ファスト500、カードローン500及び環境対策サポート保証の創設等、概ねその目的が達成され、金融機関、商工団体、中小企業者の訪問を積極的に実施し、保証利用の推進を図ることができた。  
また、平成23年10月、カードローン500の資格要件の一部改正を行い、中小企業者の利便性を高めた。
- イ 債務完済先に対する保証推進については、DM発送や金融機関との連携強化により、再利用の促進が図られた。
- ウ 金融機関及び商工団体等の担当者と意見交換会等を実施し、連携を図ることができた。
- エ 政策保証等の推進を図るため、「保証月報」や南日本新聞への掲載をはじめとして、Eメールの配信等情報提供に努め、保証推進を図った。
- 以上の結果、保証浸透度は25.1%から25.8%に伸びたが、保証承諾については県内の厳しい経済状況や緊急保証終了による一服感等により件数、金額ともに減少した。よって、総合判定はBとした。

注)達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(2) 中小企業者等の利便性向上に向けた取組	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 中小企業者からの相談、意見、苦情等に、的確、丁寧に対応するとともに、その内容をデータベース化して情報を共有化し、中小企業者の利便性の向上に資するよう努める。	ア 来所や電話等による数多くの相談に適切に対処した。うちEメール相談は7件（前年度13件）あった。また、苦情は2件（前年度4件）だった。	ア A
イ 中小企業者の負担軽減並びに保証審査の迅速化及び効率化を図るため、保証審査に関する徴求書類の簡素化を図る。	イ 一般審査や小口審査の簡易審査による保証承諾は、1,376件となり、全体で18.9%を占めるなど、審査の迅速化を図った。 徴求書類の簡素化について、プロジェクトチームにおいて検討を行い、平成24年度より印鑑証明書や商業登記簿謄本については、写しで対応可とした。	イ A
評価項目の自己評価		
<p>ア 中小企業者からの相談・苦情等については、適宜・適切に対応した。</p> <p>イ 簡易審査については、全保証承諾件数に占める割合が18.9%であり、前年度比2.4ポイント増加した。</p> <p>ウ 平成23年度の平均内定処理日数は4.1日（前年度5.1日）となり、審査の迅速化が図られた。</p>		

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

## 2 期中管理部門

評価項目	(3) 期中管理体制の充実・強化	総合判定																														
		A																														
課題解消のための方策																																
方策の項目	実施状況	達成度																														
<p>ア 企業訪問、代表者面談、金融機関等との協議や決算書徴求等により、保証利用企業の早期実態把握を行い、適時・的確な指導、助言等により円滑な事業活動を支援し、代位弁済を抑制するため、経営支援部に「期中支援課」を新設し、同課に複数名の専任職員を配置し、期中管理体制の充実・強化を図る。</p> <p>イ 延滞企業や事故報告企業等については、早期に金融機関との協議や当該企業との面談等による実態把握を行い、破綻危機回避のための必要かつ適切な措置を講ずる。 さらに、保証債務残高及びC R Dスコアリングモデルの評点が一定基準以下の企業等を対象として、金融機関と緊密に連携し、代表者面談、企業訪問による実態把握を行い、事故予見先の早期発見と経営課題に対する助言指導、条件変更等、必要かつ適切な支援を積極的に推進する。</p> <p>ウ 返済緩和の条件変更等の審査は、期中管理要領に基づき、保証審査における定量及び定性評価と同様の審査を踏まえ、経営改善計画や長期収支計画の実現性・妥当性を検証するなど企業の実態に応じた対応を行う。</p>	<p>ア 平成23年4月1日付で経営支援部に期中支援課を新設し、同課に4名の専任職員を配置した。</p> <p>イ 早期延滞管理リスト及び事故報告書に基づき、金融機関及び当該企業へのヒアリングによる実態把握を行い、調整(延滞解消)見込先を選定し、「延滞調整成立進捗管理表」「事故調整成立進捗管理表」にて、追跡管理を実施した。 【調整実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: left; padding-bottom: 2px;">(7) 延滞 (単位:件、百万円、%)</th> </tr> <tr> <th></th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整見込先</td><td>300</td><td>2,186</td></tr> <tr> <td>調整先</td><td>228</td><td>1,853</td></tr> <tr> <td>調整率</td><td>76.0</td><td>84.8</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: left; padding-bottom: 2px;">(4) 事故 (単位:件、百万円、%)</th> </tr> <tr> <th></th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整見込先</td><td>135</td><td>886</td></tr> <tr> <td>調整先</td><td>108</td><td>687</td></tr> <tr> <td>調整率</td><td>80.0</td><td>77.6</td></tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 保証債務残高及びC R Dスコアリングモデルの評点が、一定基準以下の企業への代表者面談・企業訪問を80企業(前年度16企業)実施した。</p> <p>ウ 期中管理要領に基づき、定性・定量評価を行い、大口先については訪問面談等により、改善計画の妥当性を検証のうえ、対応した。 【返済緩和の条件変更実績】 件数 2,167件(対前年度比96.7%) 金額 28,638百万円(対前年度比103.4%)</p>	(7) 延滞 (単位:件、百万円、%)				件数	金額	調整見込先	300	2,186	調整先	228	1,853	調整率	76.0	84.8	(4) 事故 (単位:件、百万円、%)				件数	金額	調整見込先	135	886	調整先	108	687	調整率	80.0	77.6	<p>ア A</p> <p>イ A</p> <p>ウ A</p>
(7) 延滞 (単位:件、百万円、%)																																
	件数	金額																														
調整見込先	300	2,186																														
調整先	228	1,853																														
調整率	76.0	84.8																														
(4) 事故 (単位:件、百万円、%)																																
	件数	金額																														
調整見込先	135	886																														
調整先	108	687																														
調整率	80.0	77.6																														
評価項目の自己評価																																
<p>ア 専任職員の配置により、金融機関や中小企業再生支援協議会との連携が密となり、事業再生や経営改善に取り組む中小企業者に対し、さらにきめ細やかな経営・再生支援の推進が図られた。</p> <p>イ 早期延滞管理リスト(4日以上延滞)の活用により、事故予見先の早期発見と状況把握が可能となり、条件変更等による調整(延滞解消)が図られた。 事故報告先については、営業中の企業に対し、条件変更以外に追加保証や既存債務一本化の検討も含めた経営改善策を提示するなど経営支援策を推進した。</p> <p>ウ 条件変更の申込みについては、当該企業の現状を把握するとともに、改善計画および長期収支計画を検討のうえ、他金融債務との均衡性にも留意して対応した。</p> <p>上記ア～ウにより、代位弁済は対前年度比件数76.3%・金額92.2%と減少したが、返済緩和中および返済緩和終了後に、突然破綻するケースが増加してきており、今後は返済緩和先に対する、より細やかなフォローが必要である。 そのため、平成24年度は経営支援部にサポートミーティング専任担当者を配置し、迅速かつ効果的な期中支援体制と協会主導のコンサルティング機能強化を図ることとした。</p>																																

注)達成度については、A・B・C・の3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(4) 経営支援、再生支援及び創業・再挑戦支援の推進	総合判定																				
		A																				
課題解消のための方策																						
方策の項目	実施状況	達成度																				
ア 経営支援及び再生支援については、事故が予見される企業、事業再生に取り組む求償権先等について、早期の実態把握に努め、「経営再生支援対策会議」による経営改善計画や再生計画の作成支援のほか、中小企業サポートシステム(CSS)、中小企業経営診断システム(MSS)等の有効活用により、これら企業を積極的に支援する。	<p>ア</p> <p>(ア) 延滞企業等の実態把握 面談・訪問回数 166回(対前年度比155.1%) (延滞先18回 条件変更先90回 事故報告先58回)</p> <p>(イ) 事業再生に取り組む求償権先 営業中の求償権先456件について再生可能性を検討し、求償権消滅保証の支援候補企業2件を選定(管理部)。 うち1件について、同保証による支援を行った(経営支援部)。</p> <p>(ウ) MSSは50企業の財務内容検証に活用した。 CSSは求償権消滅保証1企業に活用した。</p>	ア A																				
イ 再生支援については、企業訪問、代表者面談、金融機関等の協議による早期実態把握を行うとともに、県中小企業再生支援協議会及び金融機関の支援担当部署との緊密な連携や再生支援審査会等による審議を通じて、積極的な支援を行う。	<p>イ 再生支援協議会案件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">(単位:件、百万円、%)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>前年度比</th> <th>金額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証承諾</td> <td>7</td> <td>87.5</td> <td>256</td> <td>133.3</td> </tr> <tr> <td>条件変更</td> <td>94</td> <td>78.3</td> <td>2,188</td> <td>64.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>企業再生を図るため、関係金融機関との支援策の協議を行うバンクミーティングに29回(うち協議会案件26回)出席した。</p>	(単位:件、百万円、%)						件数	前年度比	金額	前年度比	保証承諾	7	87.5	256	133.3	条件変更	94	78.3	2,188	64.2	イ A
(単位:件、百万円、%)																						
	件数	前年度比	金額	前年度比																		
保証承諾	7	87.5	256	133.3																		
条件変更	94	78.3	2,188	64.2																		
ウ 創業・再挑戦に取り組む企業の支援については、関連情報の収集・分析等に努め、適切に対応する。	<p>ウ 平成23年8月と平成24年1月に県中小企業支援機関連携推進会議に出席し、情報収集を行った。 破綻した先に対する「創業・再挑戦関連保証」の保証実績はなかった。</p>	ウ B																				
エ 経営・再生支援等にあたっては、金融機関や商工団体等と緊密な連携を図りながら、効果的な対策を講じる。	<p>エ 金融機関との連携強化を推進するため、地元5金融機関本部との意見交換会を開催した。 また、南九州税理士会の金融研修会に出席した。 さらに、経営・再生支援等に必要な知識を習得するため、顧問税理士による「税務及び財務」の研修を行った。 (全体研修5回実施→参加者 延べ176名)</p>	エ A																				
評価項目の自己評価																						
<p>ア 事故が予見される企業については、毎月出力される「早期延滞リスト」に基づき、延滞中の企業の中から、面談・訪問を行い、早期の実態把握に努め、効率的な支援を図ることができた。 経営支援・コンサルティングについては、80企業に対して面談・訪問を実施し、実態把握に努めた。 求償権消滅保証の支援候補2企業のうち1企業について、同保証による支援を行った。</p> <p>イ 再生支援については、県再生支援協議会との連携を図り、主に条件変更による支援を推進することができた。</p> <p>ウ 商工団体等が主体の県中小企業支援機関連携推進会議に参加し、情報収集を図った。</p> <p>エ 地元5金融機関との意見交換会や南九州税理士会の金融研修会に参加し、関係機関との連携強化を図ることができた。</p>																						

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A~高い B~普通 C~低い

### 3 回収部門

評価項目	(5) 求償権回収の促進	総合判定
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>ア 求償権回収を促進するため、代位弁済後、早期に回収に着手するとともに、定期回収の増加に努める。 また、一括入金や担保物件の処分を促進し回収の最大化に努める。</p> <p>イ 保証協会債権回収㈱を有効に活用し、効率的かつ効果的な回収に努める。</p>	<p>ア 新規求償権については、債務者等の現況を把握し、回収方針を明確にするため、代位弁済後早期に返済交渉を行い回収に着手した。 平成23年度は、新たな回収促進策として、休日訪問督促を開始し、396件の訪問を行い、債務者等との折衝機会の拡大に努め、督促の強化を図った。 また、担保物件の処分促進を図るため、専任担当者を配置し、金融機関や不動産業者への情報提供や近隣居住者への購入を呼び掛けるなど、延べ306回の情報提供に努めた。 その結果、2,899万円の回収に繋げることができた。</p> <p>イ 平成23年度より保証協会債権回収(株)への委託基準を見直し、定期回収先を主体に委託することとした。 (平成23年度末 委託件数 989件 委託金額 4,068百万円) そのため、新たに電話督促専任担当者を配置するなど、入金管理を徹底する体制とし、安定した定期回収の確保と定期回収先の拡大を図った。 また、債務者等が県外に転出している求償権については保証協会債権回収㈱の県外営業所へ委託(19企業28件)して回収の促進を図った。</p>	<p>ア B</p> <p>イ A</p>
評価項目の自己評価		
<p>ア 平成23年度は回収体制の見直しを行い、協会管理部は新規・有担保・不定期回収の求償権を担当、保証協会債権回収(株)は定期回收回収債権の担当とし、それぞれの部署で専門的かつ効率的な回収に努めた。 また、担保物件処分の専任担当者を配置し、不動産業者等へ積極的に情報提供を行ったところ、これまで競売等で売却できなかった案件について、任意売買が成立するなど回収の促進に繋がった。 しかしながら、代位弁済に占める有担保求償権の割合が年々減少していることや、第三者保証人のいない求償権が増加していること、破産等の法的な措置のケースが多くなったことなどから、平成23年度の回収は956百万円となり、計画比79.7%，前年度比85.5%の実績となった。</p> <p>イ 平成23年度より定期回収の促進を図る目的で回収体制を改め、電話督促専任担当者を配置するなど入金管理を徹底した結果、入金件数は、第1四半期の月平均646件が、第4四半期には月平均746件に増加するなど効果が見られた。</p>		

注)達成度については、A・B・Cの3段階とする。A~高い B~普通 C~低い

評価項目	(6) 求償権の適正管理及び的確な管理事務停止と求償権整理の実施	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 各求償権の回収方針を基に適正な進捗管理を行う。	ア 「求償権の分類及び進行管理に関する要領」に基づき、一括入金予定及び未分類の求償権については、毎月状況確認のうえ回収方針を決定し、全求償権については年2回見直しを行い、それぞれの案件について必要な措置を講じた。 また、大口案件や回収手続きが長期化している案件等で、随時追跡の必要がある案件については、「追跡案件調書」を作成し、債務者等の実態把握を詳細に行うとともに、毎月ヒアリングを行い、善後策を講じた。	ア A
イ 求償権回収の合理化、効率化を図るための管理事務停止及び求償権整理を的確に行う。	イ 回収が見込まれる求償権への集中的な取り組みと管理事務の効率化を図るため、破産等により回収が困難又は不能な求償権について、管理事務停止及び求償権整理を行う専任担当者を新たに配置し、各手続きを迅速かつ的確に行った。	イ A
評価項目の自己評価		
ア 各求償権については、担当者と課長が協議のうえ回収方針を決定することから、その後の進行管理について一体となって取り組むことができ、適時適切な進捗管理が行えた。 「追跡案件調書」の対象とした案件については、債務者や関係機関等との交渉が緊密となり、実態把握が詳細に行われ、交渉経過の管理に効果的であった。		
イ 従来、管理事務停止・求償権整理は、回収業務の傍ら回収担当者が行っていたが、専任担当者を配置したことにより、集中的かつ効率的に実施することができた。 平成23年度は管理事務停止を集中して行った結果、前年度比143.4%の実績となった。		

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

#### 4 その他間接部門

評価項目	(7) 信用保証制度の多様化・高度化に対応した職員の資質向上	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>協会内外の研修等による職員の審査能力向上はもとより、顧客目線に立った審査が出来るよう職員の意識改革を図るとともに、保証利用企業に対する経営コンサルティング能力向上を図ることとする。</p> <p>また、引き続き全国信用保証協会連合会に職員1名を出向させる。</p> <p>さらに、資格取得奨励表彰制度により、協会の業務推進に緊密な関係を有する中小企業診断士等、国家資格の取得や全国信用保証協会連合会が実施する信用調査検定の資格取得を積極的に支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）等が主催する研修会に延べ30名が参加した。            &lt;連合会主催の主な研修&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業診断士試験対策講座 2名</li> <li>・中小企業大学校財務分析・目利き研修 2名</li> <li>・事業再生支援講座 3名</li> <li>・実務合同研修会(財務・法務) 2名</li> </ul> </li> <li>(2) 本協会が推薦する通信教育講座を14名が受講し、全員が修了した。</li> <li>(3) 保証審査等における経営分析、経営改善、企業再生等に対応するにあたり、会計、税務及び財務の専門知識の習得や助言及び指導を受けるため、平成23年7月に税理士法人と顧問契約を締結し、下期に顧問税理士を講師として全体研修を5回実施した。（参加者 延べ176名）</li> <li>(4) 連合会が実施する信用調査検定に15名が受験し、うち14名が合格した。（上級1名、中級8名、初級5名）</li> <li>(5) 引き続き連合会に職員1名を出向させた。</li> </ul>	A
評価項目の自己評価		
<p>各種研修会の参加については、年度当初に研修計画を作成し、積極的な参加に努めた結果、前年度を上回る実績となった。（前年度参加者26名）</p> <p>連合会が実施する信用調査検定の受験については、年度研修計画を作成する前に、全職員に受験希望を募り、また、各部長からの推薦を依頼した結果、前年度（受験者数6名）を大きく上回る受験者となり、資格取得の推進が図られた。さらに、資格取得者については、特別昇給制度を導入するなど表彰制度を充実した。</p> <p>また、税理士法人と顧問契約を締結したことにより、今後、助言や定期的な指導、研修を受けられる環境が整備できた。</p>		

注) 達成度については、A・B・C・の3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(8) 電算処理システムの適正かつ効率的な運用	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>電算処理システムの開発・運用・管理については、電算業務取扱規程に基づき、適正かつ効率的な運用を図るとともに、関係部署間の連携強化、電算関係職員の資質向上対策等に努める。</p> <p>また、共同システム運用協議会、保証協会システムセンターとの連携を強化し、安定運用を確保するとともにシステムの保守、改善を行い機能の向上を図る。</p>	<p>電算システムの開発及び変更については、関係部署から依頼を受けた10件について、随時電算システム検討委員会で必要性や緊急性などを検討のうえ全件を処理した。 (開発8件 変更2件)</p> <p>また、平成23年8月個人情報漏洩防止対策として、静脈認証による本人確認並びに情報流出防止対策の強化を行った。</p> <p>電算システムの安定運用については、平成23年7月、システムセンターが行う「災害を想定したバックアップセンターのテスト」に併せ、電算課において疎通テストを実施し、支障が無いことを確認した。</p> <p>事業継続計画の運用については、東日本大震災を受け、平成23年10月から平成24年3月までの間、同運用協議会事務局主導により、見直しを行った。</p> <p>電算関係職員の資質向上として、外部講師による統計システムの研修や、システムセンターでの窓口担当者研修に積極的に参加した。</p>	A
評価項目の自己評価		
共同システムについては、共同システム運用協議会から参加協会に対し、適宜、システムに関する説明会や情報提供がなされ、適時・適切な運用が行われた。		
事業継続計画については、平成24年度上期に職員向けの研修と訓練を実施し、実効性を高めることとしている。		

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(9) 個人情報の適正な管理及びコンプライアンス態勢の充実・強化	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>個人情報保護に関する諸規程の周知徹底を図るとともに、日常業務における顧客情報管理の重要性について、職員に対し、更なる指導徹底を行い、個人情報の適正な管理に努める。</p> <p>また、コンプライアンス・マニュアルに基づき、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス研修・啓蒙活動実施により役職員の倫理意識及び公共意識の向上、法令・諸規程等の適正な運用に努めるとともに、正確な業務運営に取り組む。</p> <p>さらに、コンプライアンス委員会において認定した、反社会的勢力をデータベース化し、有事における対応強化を図る。</p>	<p>個人情報保護に関する規程等の理解習得は、コンプライアンス個別研修の主たる目的として位置づけており、下記のとおり各部署において研修・啓蒙活動を実施した。</p> <p>なお、コンプライアンス・プログラムは、規定に基づき、平成23年2月8日開催のコンプライアンス委員会において審議のうえ、同年3月3日に開催した常勤役員会において承認された。(同年4月1日施行)</p> <p>(1) コンプライアンス担当者向け研修 平成23年6月 (講師:常務理事) 平成24年3月 (講師:専務理事)</p> <p>(2) 全体研修 平成23年6月 (講師:顧問弁護士) 平成23年11月 (講師:鹿児島県警察本部刑事部長)</p> <p>(3) 個別研修 4月、8月、10月、11月に各部長・各課長を講師として実施。</p> <p>(4) 反社会的勢力のデータベース化 毎月開催するコンプライアンス委員会において認定した反社会的勢力をデータベース化し、有事における対応体制の強化を図った。</p>	A
評価項目の自己評価		
<p>個人情報保護については、規定に基づく事務処理の徹底に努めたことから、顧客情報管理の重要性についての認識が高まり、個人情報漏洩事案の発生はなく、個人情報の管理は適正に行われた。</p> <p>コンプライアンス・プログラムに基づき、全体研修及び個別研修を実施し、役職員の法令遵守の徹底に努め、正確な業務運営を行った。</p> <p>また、反社会的勢力のデータベース化により、有事における対応強化が図られた。</p>		

注) 達成度については、A・B・Cの3階とする。A~高い B~普通 C~低い

評価項目	(10) 内部監査を通じての経営目標の効果的な達成への貢献	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>協会の業務活動状況、会計処理状況及び財産保全状況並びにコンプライアンス態勢等の遂行状況を検証し、その有効性、適切性、適時性、効率性、規程等との適合性等を分析、評価し、改善を支援することを通じて協会の経営目標の効果的な達成に貢献する。</p> <p>また、無通告監査の活用や監事監査との緊密な連携などにより、効率的な内部監査を実施する。</p>	<p>内部監査計画策定にあたっては、当年度経営計画に新たに盛り込まれた事業を監査項目に追加し、経営目標達成に向けた業務の進捗状況を監査することとした。</p> <p>本年度は、この内部監査計画に基づき、毎月監査を実施した。</p> <p>また、このほか無通告監査を2回実施した。</p>	A
評価項目の自己評価		
<p>内部監査計画に基づき、計画どおり全ての内部監査を実施した。監査結果は幹部会議において報告し、改善を要する事項については、当該部署から改善策を文書により回答を求め、事務の改善を図った。</p> <p>また、常勤監事との連携を図り、的確かつ効率的な内部監査を実施することができた。</p>		

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

## 5 事業計画

平成23年度経営計画における事業計画に対する実績について、次のとおり、自己評価を行った。  
なお、自己評価の基準となる達成度については、別紙3「計画等自己評価(案)に係る達成基準」に基づき、A・B・C・Dの4段階とし、A～高い、B～普通、C～やや低い、D～低いとした。  
(以下、2収支計画についても同じ)

(単位：百万円、%)

項目	22年度 実績 A	23年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 保証承諾	87,455	87,000	74,240	84.9	85.3	B	県内の厳しい経済状況や緊急保証終了による一服感等により計画を下回ったものの、対前年度実績比は全国、九州各県と比べて落ち込みが少ないこと等を勘案し、達成度はBとした。
(2) 保証債務残高	203,875	205,800	199,598	97.9	97.0	B	保証承諾の減少に伴って、保証債務残高も伸び悩み、計画に対し、62億円不足した。
(3) 保証債務平均 残高	204,940	206,300	202,343	98.7	98.1	B	保証承諾、保証債務残高ともに計画額を下回ったことから、保証債務平均残高は、計画額に対し40億円不足した。
(4) 代位弁済	4,275	5,000	3,940	92.2	78.8	A	中小企業金融円滑化法に基づく返済緩和の実施等により、県内中小企業の倒産は前年度より減少した。そのため、代位弁済額についても計画額を大きく下回り、前年度実績に比べ335百万円減少する結果となつた。
(5) 実際回収	1,119	1,200	956	85.5	79.7	B	法的整理の増加、有担保保証の減少及び第三者保証人の原則不徵求等により計画を下回ったものの、求償権回収率は九州で3位、全国10位であること等を勘案し、達成度はBとした。
(6) 求償権残高	1,666	1,685	1,173	70.4	69.6	A	平成22年度決算から金融安定化特別基金の振替による損失補償償却を実施していることや、自己償却額が増加していることなどから、求償権残高は前年度より493百万円減少し1,173百万円となった。

## 6 収支計画

平成23年度経営計画における収支計画に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：百万円、%)

項目	22年度 実績 A	23年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 経常収入	2,892	2,739	2,838	98.1	103.6	—	
(2) 保証料	2,234	2,104	2,180	97.6	103.6	—	(2) 保証料
	327	330	336	102.8	101.8	—	保証債務平均残高は、前年度比1.27%減となり、かつ、保証料率の低い緊急保証制度保証の割合が増加したことから、保証料収入は前年度比2.4%減となつた。
	259	265	264	101.9	99.6	—	
	72	40	58	80.6	145.0	—	
	1,720	1,857	1,788	104.0	96.3	—	
(3) 運用資産収入	757	832	791	104.5	95.1	—	(3) 運用資産収入
	0	0	0	—	—	—	預け金及び有価証券の利回りは、前年度よりそれぞれ0.08%, 0.01%減少したが、有価証券残高の増加により、計画比1.8%増となつた。
	957	1,001	991	103.6	99.0	—	
	6	24	6	100.0	25.0	—	
(11) 経常収支差額	1,172	882	1,050	89.6	119.0	A	
(12) 経常外収入	5,757	6,201	5,615	97.5	90.5	—	
(13) 償却求償権回収	89	84	92	103.4	109.5	—	(7) 業務費
	1,257	1,270	1,253	99.7	98.7	—	事務費等の経費削減に努めたことから、計画比4.9%減となつた。
	822	835	763	92.8	91.4	—	
	3,589	4,012	3,449	96.1	86.0	—	
	0	0	58	—	—	—	
(18) 経常外支出	6,174	6,530	5,882	95.3	90.1	—	(26) 当期収支差額
(19) 求償権償却	4,139	4,691	4,164	100.6	88.8	—	保証料収入は、平均保証料率が計画を上回ったことから増加し、支払保険料は平均保険料率が計画を下回ったことから減少し、経常収支差額は計画比19.0%増となつた。
	1,253	1,255	1,239	98.9	98.7	—	また、代位弁済の大幅な減少により、経常外収支差額は計画比19.8%減となつた。
	763	564	453	59.4	80.3	—	
	19	20	26	136.8	130.0	—	
(23) 経常外収支差額	△ 417	△ 329	△ 267	64.0	81.2	—	
(24) 制度改革促進基金取崩額	2	0	154	7,700.0	—	—	
(25) 収支差額変動準備金取崩額	0	0	0	—	—	—	
(26) 当期収支差額	757	553	937	123.8	169.4	A	
(27) 収支差額変動準備金繰入額	378	276	468	123.8	169.6	—	
(28) 基金準備金繰入額	379	277	469	123.7	169.3	—	
(29) 基金準備金取崩額	0	0	0	—	—	—	
(30) 基金取崩額	0	0	0	—	—	—	

## 7 財務計画

平成23年度経営計画における財務計画に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：百万円、%)

項目	22年度 実績 A	23年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B
		計画 B	実績 C		
年 度 中 機 出 え ん 金 担 ・ 金	(1) 県	0	0	0	—
	(2) 市町村	0	0	0	—
	(3) 金融機関等	0	0	0	—
	(4) 合計	0	0	0	—
(5) 基金取崩		0	0	0	—
(6) 基金準備金繰入	379	277	469	123.7	169.3
(7) 基金準備金取崩		0	0	0	—
期 末 基 本 財 産	(8) 基金	5,788	5,788	5,788	100.0
	(9) 基金準備金	7,043	7,297	7,512	106.7
	(10) 合計	12,831	13,085	13,300	103.7
(11) 制度改革促進基金造成	87	—	77	88.5	—
(12) 制度改革促進基金取崩	2	—	154	7,700.0	—
(13) 制度改革促進基金期末残高	446	446	370	83.0	83.0
(14) 収支差額変動準備金繰入	378	276	468	123.8	169.6
(15) 収支差額変動準備金取崩	0	0	0	—	—
(16) 収支差額変動準備金期末残高	4,450	4,703	4,918	110.5	104.6
(17) 国からの財政援助	0	—	0	—	—
(18) 基金補助金	0	—	0	—	—
(19) 地方公共団体からの財政援助	372	339	305	82.0	90.0
(20) 保証料補給 (「保証料」計上分)	199	177	180	90.5	101.7
(21) 保証料補給 (「事務補助金」計上分)	0	0	0	—	—
(22) 損失補償補填金	187	162	125	66.8	77.2
(23) 事務補助金 (保証料補給分を除く)	0	0	0	—	—
(24) 借入金運用益	0	0	0	—	—
(25) 責任共有負担金	259	265	264	101.9	99.6

### 実績の自己評価

(6) 基金準備金繰入  
当期収支差額が、計画を上回る937百万円となったことから、計画と比べ192百万円の繰入額の増加が図られた。

(12) 制度改革促進基金取崩  
平成23年度より制度改革促進基金を取崩しできる対象の求償権が拡大され、154百万円の取崩しとなった。

(14) 収支差額変動準備金繰入  
当期収支差額が、計画を上回る937百万円となったことから、計画と比べ192百万円の繰入額の増加が図られた。

## 8 経営諸比率

平成23年度経営計画における経営諸比率に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：%，ポイント)

項目	22年度 実績 A	23年度		対前年 度 実績増 減 C-A	計画比 増減 C-B	実績の自己評価
		計画 B	実績 C			
(1) 保証平均料率	1.09	1.02	1.08	△ 0.01	0.06	(1) 保証平均料率 保証料率の低い緊急保証制度保証の構成比が計画より低かったことから、保証平均料率は計画比0.06ポイントの増加となった。
(2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合	0.16	0.16	0.17	0.01	0.01	
(3) 経費率	0.37	0.41	0.39	0.02	△ 0.02	(3) 経費率 事務費等の経費削減に努めたことから、計画比0.02ポイント減となった。
(4) (人件費率)	0.26	0.28	0.28	0.02	0.00	
(5) (物件費率)	0.11	0.12	0.11	0.00	△ 0.01	
(6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合	0.47	0.48	0.49	0.02	0.01	
(7) 支払準備資産保有率	12.13	12.04	12.64	0.51	0.60	
(8) 固定比率	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	
(9) 基金の基本財産に占める割合	45.11	44.23	43.52	△ 1.59	△ 0.71	
(10) 求償権による基本財産固定率	7.04	8.57	5.42	△ 1.62	△ 3.15	
	1,666	1,685	1,173	—	—	
(11) 基本財産実際倍率	15.89	15.73	14.98	△ 0.91	△ 0.75	
(12) 代位弁済率	2.09	2.42	1.95	△ 0.14	△ 0.47	
(13) 回収率	2.75	6.51	2.25	△ 0.50	△ 4.26	

注) 1 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2 基本財産固定料欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数（単位：百万円）を記入する。

### 3 算式

- |                         |                            |
|-------------------------|----------------------------|
| (1) 保証平均料率              | 保証料収入／保証債務平均残高             |
| (2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合 | 運用資産収入／保証債務平均残高            |
| (3) 経費率                 | 経費【業務費+雑支出】／保証債務平均残高       |
| (4) 人件費率                | 人件費／保証債務平均残高               |
| (5) 物件費率                | 物件費【経費-人件費】／保証債務平均残高       |
| (6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合  | 信用保険料／保証債務平均残高             |
| (7) 支払準備資産保有率           | (流動資産-借入金)／保証債務残高          |
| (8) 固定比率                | 事業用不動産／基本財産                |
| (9) 基金の基本財産に占める割合       | 基金／基本財産                    |
| (10) 求償権による基本財産固定率      | (求償権残高-求償権償却準備金)／基本財産      |
| (11) 基本財産実際倍率           | 保証債務残高／基本財産                |
| (12) 代位弁済率              | 代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高        |
| (13) 回収率                | 回収(元本)／(期首求償権+期中代位弁済(元利計)) |

### Ⅲ 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言

平成23年度経営計画の実施状況等に関する本協会の自己評価について、平成24年7月18日、「外部評価委員会」に意見・助言を求めたところ、同年7月31日、同委員会の宮廻甫允委員長から本協会会長に対して、次のとおり、「平成23年度経営計画の自己評価に係る意見等について」の報告があった。

#### 平成23年度経営計画の自己評価に係る意見等について

本県中小企業を取り巻く環境は、九州新幹線全線開業や震災復旧の波及効果等が期待されているが、長引く円高、欧州の金融危機等による世界経済の減速等、先行き不透明感が強く、楽観視できない状況で推移している。

このような状況の中で、鹿児島県信用保証協会の業績は、保証承諾額74,240百万円（計画比85.3%）、代位弁済額3,940百万円（計画比78.8%）、実際回収額956百万円（計画比79.7%）となり、保証承諾額、実際回収額は計画比を下回るも、緊急保証制度や中小企業金融円滑化法による返済緩和の実施等により、代位弁済が大幅に減少したこと等により収支も確保され、概ねバランスの取れた業務体制が構築されているものと判断する。

以上の状況を踏まえ、今後の県内における安定した信用保証業務の継続と、より一層の経営基盤の強化を目指していただくために、当委員会は以下について提言する。

##### 1 保証部門について

保証部門においては、景気低迷等の影響や緊急保証の一服感もあり保証承諾額、保証債務残高は、前年度より落ち込んだものの、保証浸透度はやや上昇した。

保証利用の推進については、利用しやすい保証制度の創設、金融機関・商工団体等との意見交換等の実施による連携強化を図るなど、努力はみられるところであるが、引き続き新たな需要の掘り起こしや、関係機関・企業訪問による積極的なアプローチが必要であると考える。

また、中小企業者等の利便性の向上を図るため、中小企業者のニーズを適時・的確に把握し、顧客目線に立ったスピーディな保証審査に努めていただきたい。

##### 2 期中管理部門について

期中管理部門においては、企業の支援・再生及び期中管理の充実・強化による代位弁済の抑制を図るため、期中支援課を新設（専任職員4名を配置）したことは、タイムリーな組織再編であると考える。

中小企業者に対する経営支援や再生支援は、企業の存続・発展に伴う雇用の確保、固有の産業や技術の存続・承継、地域経済の活性化を図るうえで、極めて重要であり、適時・的確な指導・助言等により円滑な事業活動を支援し、代位弁済の抑制に繋げられるよう期待する。

### 3 回収部門について

回収部門については、有担保求償権や第三者保証人付き求償権の減少から、管理回収環境は一段と厳しくなることが予想される。

今後、ますます増加する無担保求償権に対応するために、求償権関係者の実態把握の強化、保証協会債権回収(株)の活用による定期回収の底上げ、また、有担保求償権の管理強化を図りながら、回収額の最大化、回収業務効率化に向けた努力が必要である。

### 4 その他間接部門について

その他間接部門については、職員研修、コンプライアンス態勢とともに、それぞれの担当部署において計画的に実施されており、経営の透明化、適正化等の強化が図られ、コンプライアンス意識の徹底への努力が認められる。

信用保証協会は、高い公共的使命と社会的責任を果たしていくことを期待されており、今後とも積極的にコンプライアンスの意識向上に努めていただきたい。

また、中小企業診断士等国家資格の取得や全国信用保証協会連合会が実施する信用調査検定の資格取得等を積極的に支援し、職員のスキルアップを図ってきたことは評価できる。質の高い信用保証、経営支援・再生支援等のサービスを提供するため、さらに人材育成に努めていただきたい。

#### (参考) 外部評価委員会委員

委員長	宮廻 甫允	鹿児島大学名誉教授
委 員	田畠 恒春	公認会計士
委 員	野田 健太郎	弁護士

## 外部評価委員会運営規程

### (総 則)

第1条 この規程は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）に設置する外部評価委員会（以下「委員会」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の目的)

第2条 委員会は、協会の運営規律の強化や透明性の向上を図るため、協会の業務実績等について、客観的な評価を行うことを目的とする。

### (委員会及び委員)

第3条 委員会は、弁護士、公認会計士等の学識経験を有する者のうちから、協会の会長（以下「会長」という。）が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって、組織する。

2 委員は3人以上とし、委員会には委員が互選する委員長を置く。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げない。

### (召 集)

第5条 委員会は、会長の要請に基づき、委員長が召集する。ただし、委員長が選ばれるまでは、会長が召集する。

2 委員会の召集は、書面で日時及び場所を示し通知して行う。

3 委員会は、半数以上が出席しなければ開催することはできない。

### (審議事項等)

第6条 委員会は、第2条の目的を達成するため、協会が自ら行った中期事業計画及び年度経営計画に係る業務実績並びにコンプライアンス体制及び運営状況について、その評価の評価項目、評価方法及び評価内容等を審議し、意見を付して会長に報告する。

### (秘密の保持)

第7条 委員は、協会の業務実績評価に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (報酬等)

第8条 会長は、委員に対し、別に定めるところにより、報酬及び審議に要した費用を支給することができる。

### (庶 務)

第9条 委員会の庶務は、協会の総務部企画調整課において行う。

### 附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成20年6月18日から施行する。

## 中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領

### (総則)

第1条 この要領は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）の中期事業計画及び年度経営計画（以下「計画等」という。）に係る自己評価の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (自己評価の提出)

第2条 企画調整課長は、計画等の期間終了後1月以内に、各部長及び調査室長から当該部署に関する計画等の評価項目に係る自己評価（案）を、中期事業計画の各評価項目に係る自己評価（別記第1号様式）、中期事業計画の事業計画に係る自己評価（別記第2号様式）、年度経営計画の各部門別評価項目に係る自己評価（別記第3号様式）及び年度経営計画の事業計画に係る自己評価（別記第4号様式）により、提出させるものとする。

2 企画調整課長は、前項において提出された計画等自己評価（案）を取りまとめのうえ、第3条に規定する「計画等自己評価委員会」（以下「委員会」という。）の委員長に速やかに提出するものとする。

3 年度経営計画に係る自己評価は、前2項によるほか、各年度の上半期終了後、当該上半期に係る自己評価を前2項に準じて処理するものとする。

### (委員会の設置)

第3条 前条第2項及び第3項の規定に基づき提出された計画等自己評価（案）を協議、検討するため、協会に委員会を設置する。

2 委員会の委員は、総務部長、保証部長、経営支援部長、管理部長、総務部次長、保証部次長（審査担当）、経営支援部次長（経営支援・期中支援担当）及び管理部次長をもって構成し、委員長には総務部長を充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

5 委員長は、前条第2項及び第3項の規定に基づき受理した計画等自己評価（案）を、受領後3週間以内に協議、検討し、別に定める「計画等自己評価（案）に係る達成度判定基準」に基づき達成度の判定を行ったうえ、常勤役員会に計画等自己評価（案）を提出するものとする。

### (常勤役員会)

第4条 常勤役員会は、前条第5項の規定に基づき提出された計画等自己評価（案）について協議、検討し、計画等自己評価（案）を取りまとめるものとする。

2 会長は、前項の計画等自己評価（案）を決裁のうえ、計画等の期間終了後4月以内に、外部評価委員会の意見・助言等を求ることとする。

ただし、第2条第3項に規定する各年度の上半期に係る年度経営計画の自己評価については、この限りでない。

### (外部評価委員会)

第5条 外部評価委員会は、「外部評価委員会運営規程」（平成18年12月1日制定）第6条の規定に基づき、計画等に係る業務実績評価の評価項目、評価方法及び評価内容等を審議し、意見を付して会長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 自己評価の実施に係る庶務は、総務部企画調整課において行う。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月31日から施行し、平成19年10月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

## 計画等自己評価(案)に係る達成度判定基準

中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領(以下「自己評価実施要領」という。)第3条第5項の規定に基づき、計画等自己評価(案)に係る達成度判定基準を次のとおり定める。

### 1 達成度の評点者

計画等自己評価(案)の評点者(以下「評点者」という。)は、自己評価実施要領第3条第2項の規定で定める計画等自己評価委員会(以下「委員会」という。)の委員とする。

### 2 達成度の評価方法

#### (1) 中期事業計画に係る評価

##### ア 取組方針に係る評価

取組方針に係る評価項目の評価については、「取組方針の項目」別に(ア)の方法により評価したうえで、(イ)により総合判定を行う。

##### (ア) 取組方針の項目の評価

a 評点者は、各項目について100点満点で評価する。

b 評価の要素は次のとおりとし、各20点満点で評価する。

(a) 計画性

(b) 積極性

(c) 貢献性

(d) 創意・工夫性

(e) 効率性(経費削減)

c 上記bに基づき評点者が評価した全評点者平均評点(小数点以下は切捨)を算出し、その平均評点により次のとおり3段階で総合判定を行うこととする。

(a) 平均点80点以上100点以下の場合・・・A(高い)

(b) 平均点60点以上80点未満の場合・・・B(普通)

(c) 平均点60点未満の場合・・・・・・・C(低い)

##### (イ) 評価項目の総合判定

上記(ア)の「取組方針の項目」の評価を踏まえ、評価者全員で協議して、A～Cの総合判定を行う。ただし、平均点40点未満の場合は注記する。

##### イ 事業計画に係る評価

事業計画に係る評価項目に関する達成度の評価基準は、次表のとおりとする。

ただし、計画策定後の本協会を取り巻く、社会・経済情勢の変化等により、評価基準に

より難い場合は、評価者全員で協議して判定を行う。

- (ア) 保証承諾
- (イ) 保証債務残高
- (ウ) 実際回収
- (エ) 代位弁済

区分		達成度の評価基準	
計画比		評価項目(ア)～(ウ)の判定	評価項目(エ)の判定
①	100%以上	A (高い)	D (低い)
②	95%以上 100%未満	B (普通)	C (やや低い)
③	90%以上 95%未満	C (やや低い)	B (普通)
④	90%未満	D (低い)	A (高い)

## (2) 年度経営計画に係る評価

### ア 重点課題解消に係る評価

重点課題解消に係る評価項目の評価については、前号アの規定を準用する。この場合において、準用する前号アに規定する「取組方針の項目」は、「方策の項目」に読み替える。

### イ 事業計画に係る評価

事業計画に係る評価項目に関する達成度の評価基準については、前号イに定める表を準用する。この場合において、「評価項目(ア)～(ウ)の判定」は「評価項目(ア)～(カ)の判定」に、「評価項目(エ)の判定」は「評価項目(キ)及び(ク)の判定」に読み替える。

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (ア) 保証承諾     | (キ) 代位弁済  |
| (イ) 保証債務残高   | (ク) 求償権残高 |
| (ウ) 保証債務平均残高 |           |
| (エ) 実際回収     |           |
| (オ) 経常収支差額   |           |
| (カ) 当期収支差額   |           |

#### ウ その他の評価

収支計画に係る評価（経常収支差額及び当期収支差額を除く。）、財務計画に係る評価及び経営諸比率に係る評価については、A～Dによる達成度の判定は行わないものとし、必要な項目について、実績評価のコメントを記するものとする。

### 3 その他

この基準に定めのない事項は、委員会で定めるものとする。

#### 附 則

この基準は、平成19年12月 5日から施行し、平成19年度から適用する。

#### 附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成23年 6月 1日から施行し、平成23年 4月 1日から適用する。

#### 附 則

この基準は、平成23年10月 3日から施行する。